

セイワ若松短期入所生活介護 利用料金表

2割

《介護保険給付対象基本料金》

・地域区分：千葉市（三級地） 1単位 10.83円 ・報酬類型：併設短期入所生活介護（Ⅱ）（多床室）

要介護 状況区分	単 位		介護保険 10割分 処遇改善加算 3種含む	介護保険 2割分 処遇改善加算 3種含む
	基本	加 算		
		機能訓練体制加算		
要介護1	603単位	12単位	13単位	7,851円
要介護2	672単位			8,696円
要介護3	745単位			9,584円
要介護4	815単位			10,440円
要介護5	884単位			11,284円

*その他の加算（ご利用された場合に加算）

加算項目	単位数	介護保険10割分（処遇改善加算3種含む）	介護保険1割分（処遇改善加算3種含む）
送迎加算（片道）	184単位	2,209円	221円
療養食加算	8単位/回	97円/回	10円/回

*①サービス提供体制強化加算（Ⅱ）… 1日につき所定の単位数18単位を加算する

*②介護職員処遇改善加算Ⅰ… 基本単位数に各種加算を加えた総単位数×加算率8.3%

*③特定処遇改善加算Ⅰ… 基本単位数に各種加算を加えた総単位数×加算率2.7%

*④介護職員等ベースアップ等支援加算… 基本単位数に各種加算を加えた総単位数×加算率1.6%

※②・③・④につきましては、R6.5.31までとなります。R6.6.1～一本化となり変更となります。

《介護保険給付対象外実費分》

*食費・滞在費は所得に応じて負担額が変わります。

区 分	滞在費（1日あたり）	食費（1日あたり）
基準費用額 第1～第3段階に該当しない方	940円	1,700円
利用者負担第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0円	300円
利用者負担第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	370円	600円
利用者負担第3段階 ① 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入が80万円超120万円以下の方	370円	1,000円
利用者負担第3段階 ② 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入が120万円超える方	370円	1,300円

*食費1,700円の内訳（朝445円・昼665円 夕590円）

*負担限度額第1～3段階に該当する方は、負担限度額認定証を提示して下さい。（介護保険課で申請が必要です）

*その他の実費（ご利用された場合）

区 分	名 称	金 額	備 考
クラブ活動材料費	書 道	1回 50円	単価は最低徴収金額です。状況によっては変動します。
	生花	1回 800円	
日用品	ティッシュペーパー	1箱 70円	
その他	理容代	1回 600円	個人理容・応相談
	テレビ貸出し使用料	1回 100円	